

(公印省略)

子青第448-36号

令和2年3月2日

各市町村放課後児童健全育成事業担当課長 様

群馬県こども未来部

子育て・青少年課長 森平 宏

新型コロナウイルス感染症に係る一斉臨時休業に伴う放課後児童クラブ等への
教員の派遣・協力について（通知）

子ども・子育て支援の推進につきましては、日頃、ご尽力をいただき厚くお礼申しあげ
ます。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の一斉休業に伴い、想定される放課後
児童クラブの課題への対応策の一つとして、県教育委員会から「新型コロナウイルス感染
症に係る一斉臨時休業に伴う放課後児童クラブ等への教員の派遣・協力について」（別添）
が各市町村教育委員会あて依頼されましたので、ご連絡いたします。

各市町村におかれましては、通知内容をご了知のうえ、教育委員会等との連携を図りな
がら、ご対応いただきますようお願いいたします。

担当：子育て支援係

電話：027-226-2622

(公印省略)

学人第1142-7号

令和2年2月28日

各市町村教育委員会教育長 様

群馬県教育委員会

教育長 笠原 寛

(学校人事課)

(生涯学習課)

新型コロナウイルス感染症に係る一斉臨時休業に伴う放課後児童クラブ等への
教員の派遣・協力について(依頼)

新型コロナウイルス感染症への対応については、子どもたちの健康・安全を第一に考え、
一斉臨時休業等の対応に取り組んでいただいているところであります。

しかし、家庭の状況等によっては、保護者等による対応が困難であったり、放課後児童
クラブ等の指導員が不足したりするなどといった課題が想定されます。

つきましては、標記の件について、放課後児童クラブ等の関係団体からの要請があった
場合には、下記のとおり貴管下教員(県費負担教職員)の派遣・協力をお願いします。

記

- 1 放課後児童クラブの時間の変更に伴い、指導員等が不足する場合には、状況に応じて
教員を派遣し、その運営・支援に協力できるようにする。
- 2 各市町村教育委員会の判断で学校施設を活用して児童生徒を受け入れる場合などに
は、状況に応じて教員を派遣し、その運営・支援に協力できるようにする。
- 3 放課後子ども教室等から、教員の派遣の要請があった場合には、状況に応じて、運営・
支援に協力できるようにする。
- 4 その他、教員の派遣・協力が必要となった場合には、下記担当まで御相談ください。

学校人事課義務教育人事係

電話 027-226-4594

生涯学習課企画情報係

電話 027-226-4662